



栃木県公報

令和2(2020)年
3月25日(水)
号外
第15号

目次

条 例

○栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定	5
○栃木県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例の制定	6
○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	6
○県道の構造の技術的基準を定める条例の制定	7
○栃木県特別会計設置条例の一部改正	8
○栃木県職員定数条例の一部改正	8
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	9
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	10
○栃木県手数料条例等の一部改正	10
○栃木県環境影響評価条例の一部改正	28
○栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	29
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	30
○栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正	31
○食品衛生法施行条例の一部改正	31
○栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部改正	32
○栃木県立産業技術専門校条例の一部改正	36
○栃木県農業大学校条例の一部改正	37
○栃木県牧場設置及び管理条例の一部改正	38
○栃木県県営住宅条例の一部改正	39
○学校職員定数条例の一部改正	40
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	40
○栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正	41
○栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正	42
○職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正	43
○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正	43

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定(栃木県条例第3号)

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (第2条関係)

(1) 地方警務官以外の知事等 地方自治法施行令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員又は内水面漁場管理委員会の委員 2

エ 職員(地方警務官及びイに掲げる職員を除く。) 1

(2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例の制定**(栃木県条例第4号)

1 県が設立した地方独立行政法人の役員又は会計監査人(以下「役員等」という。)が、その任務を怠ったことによって生じた当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任の一部免除に係る責任の最低額は、地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次に掲げる役員等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とすることとしました。

(1) 理事長又は副理事長 6

(2) 理事 4

(3) 監事又は会計監査人 2

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定**(栃木県条例第5号)

1 社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**県道の構造の技術的基準を定める条例の制定**(栃木県条例第6号)

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯を設ける県道の基準を定めること等のため、県道の構造の技術的基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 自動車及び自転車の交通量が多い自動車専用道路以外の県道(自転車道を設けるものを除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける県道にあつては、停車帯の右側)に自転車通行帯を設けるものとする等としました。(第3条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県が管理する県道の構造に関する基準を定める条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇**栃木県特別会計設置条例の一部改正**(栃木県条例第7号)

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法による資金の貸付けを受けて行う中小企業高度化等資金貸付事業について、新たに栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計を設置するため、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県職員定数条例の一部改正**(栃木県条例第8号)

1 人事委員会事務局の体制強化を図るため、知事の事務部局の一般職員の定数を5,381人(現行5,384人)に、人事委員会事務局の職員の定数を16人(現行13人)に改定することとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正**(栃木県条例第9号)

1 景観法に基づく景観計画を定めた真岡市の区域を栃木県景観条例の規定の一部を適用しない区域とする等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第1関係)

2 この条例は、一部を除き、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正**(栃木県条例第10号)

1 非常勤の職員のうち給料を支給される職員の補償基礎額を定めることとしました。(第4条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例等の一部改正(栃木県条例第11号)

手数料及び使用料の適正化を図ること等のため、関係する条例について次のとおり改正することとしました。

1 栃木県手数料条例関係(第3条及び別表第1関係)

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料の額を引き上げることとしました。

(2) 圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査手数料及び容器再検査手数料を新設することとしました。

(3) 家畜人工授精師の免許を受けようとする者に対する講習会受講手数料の額を引き上げることとしました。

(4) 牛の結核病検査手数料、牛のブルセラ病検査手数料及び牛のヨーネ病検査手数料の額を引き上げることとしました。

(5) 豚熱予防注射手数料及びその他の生物学的製剤を使用して行う注射手数料の額を引き上げることとしました。

(6) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料の額を改定することとしました。

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額を改定することとしました。

(8) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県都市公園条例関係(別表第1関係)

(1) 栃木県日光田母沢御用邸記念公園の研修室を午後0時から午後1時までの間に利用する場合における利用料金の基準額を定めることとしました。

(2) やむを得ない理由により栃木県日光田母沢御用邸記念公園の研修室又は研修ホールを午前9時前又は午後4時後に利用する場合における利用料金の基準額を定めることとしました。

(3) 栃木県日光だいや川公園のオートキャンプ場のキャビンA及びキャビンBの利用料金の基準額を定めることとしました。

3 栃木県警察関係手数料条例関係(第3条関係)

所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県環境影響評価条例の一部改正(栃木県条例第12号)

1 環境影響評価及び事後調査の対象事業に太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業を加えることとしました。(別表関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和2(2020)年12月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第13号)

浄化槽法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例関係

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならないこととしました。(第9条の2関係)

2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係

(1) 浄化槽の使用の休止についての届出の受理に係る事務等を新たに市町が処理することとしました。

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)

3 施行期日

この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(栃木県条例第14号)

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置に係る特例について、適用期間を5年間延長することとしました。(附則第3条関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正**(栃木県条例第15号)

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第10条及び第13条関係)

2 この条例は、令和2(2020)年6月1日から施行することとしました。

◇**食品衛生法施行条例の一部改正**(栃木県条例第16号)

1 食品衛生法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和2(2020)年6月1日から施行することとしました。

◇**栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部改正**(栃木県条例第17号)

1 覚せい剤取締法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

- (1) 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例(第2条関係)
- (2) 栃木県手数料条例(別表第1関係)
- (3) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(別表第2関係)

2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇**栃木県立産業技術専門校条例の一部改正**(栃木県条例第18号)

1 社会経済情勢の変化に伴う多様な職業訓練ニーズに対応するため、栃木県立県央産業技術専門校の普通課程の区分を見直すこととしました。(第2条及び第7条～第11条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県農業大学校条例の一部改正**(栃木県条例第19号)

1 農業を取り巻く環境の変化に対応し、本県の農業を担う人材の確保及び育成を図るため、栃木県農業大学校に農業生産学部及び農業経営学部を置くこと等としました。(第2条～第7条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県牧場設置及び管理条例の一部改正**(栃木県条例第20号)

1 栃木県霧降高原牧場及び栃木県鶏頂高原牧場を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。(題名、第1条及び第2条関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県県営住宅条例の一部改正**(栃木県条例第21号)

1 公営住宅法の一部改正に伴い、不正の行為によって県営住宅に入居した者から徴収する損害賠償金の算定に係る利率について、所要の規定の整備をすることとしました。(第30条関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**学校職員定数条例の一部改正**(栃木県条例第22号)

1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。(第3条関係)

- (1) 県立学校職員 4,927人
- (2) 市町村立学校職員 11,592人

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県公立学校職員給与条例の一部改正**(栃木県条例第23号)

1 公立小学校の統廃合に伴い、へき地学校等について、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第3関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正**(栃木県条例第24号)

1 題名を栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例に改めることとしました。(題名関係)

2 監査専門委員の報酬の額は、日額29,700円を超えない範囲内で代表監査委員が定める額とすることとしました。(第5条関係)

3 監査専門委員がその職務を行うための旅行に要する費用弁償の額は、行政職給料表の4級の職務にある職員に支給する旅費に相当する額とすることとしました。(第9条関係)

4 所要の規定の整備をすることとしました。

5 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正**(栃木県条例第25号)

1 栃木県営五十里発電所及び栃木県営小百川発電所の運転を開始するため、所要の規定の整備をすることと

しました。(第4条関係)

2 この条例は、一部を除き、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正(栃木県条例第26号)

1 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正(栃木県条例第27号)

1 令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。(別表関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 二 栃木県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例
- 三 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 四 県道の構造の技術的基準を定める条例
- 五 栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 六 栃木県職員定数条例の一部を改正する条例
- 七 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 八 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 九 栃木県手数料条例等の一部を改正する条例
- 十 栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 十一 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 十二 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十三 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 十四 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 十五 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例
- 十六 栃木県立産業技術専門校条例の一部を改正する条例
- 十七 栃木県農業大学校条例の一部を改正する条例
- 十八 栃木県牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 十九 栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 二十 学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 二十一 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例
- 二十二 栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 二十三 栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 二十四 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 二十五 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

令和二年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三号

栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会委員若しくは委員又は職員(同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

一 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員又は内水面漁場管理委員会の委員 二

ニ 職員(地方警務官及びロに掲げる職員を除く。) 一

一 地方警務官 地方自治法施行令第百七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

(規則への委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第四号

栃木県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例

県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)に係る同法第十九条の二第四項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる同法第十九条の二第一項に規定する役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県条例第五号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十八条の五第一項の規定に基づき、同法第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第二条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第三十四号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第三条 無料低額宿泊所は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入居者の特性等を踏まえ、入居者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡、入居者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、同項の計画及び当該体制を職員及び入居者に周知しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難訓練、

- 救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。
- （規則への委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（保健福祉課）

栃木県条例第六号

県道の構造の技術的基準を定める条例

県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年栃木県条例第五十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十条第三項の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（県道の構造の技術的基準）

第三条 県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。）第四十一条第二項において準用する政令の規定（以下「構造関係規定」という。）の定めるところによる。この場合において、同項において準用する政令第五条第三項中「ものとする」とあるのは、「ものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない」とする。

2 構造関係規定が改正された場合における前項の規定の適用については、当該構造関係規定の改正の際の経過措置の規定が定められたときにあつては当該経過措置の規定の例によることとし、当該経過措置の規定が定められないときにあつては知事が定めるところにより当該改正前の構造関係規定の例によることができる。

（規則への委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の県道については、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県が管理する県道の構造に関する基準を定める条例の一部改正）

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県が管理する県道の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年栃木県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（有効幅員）</p> <p>第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p>	<p>（有効幅員）</p> <p>第四条 歩道の有効幅員は、県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年栃木県条例第五十三号）第十二条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、県道の構造の技術的基準を定める条例第十一条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p>

3 略

3 略

(交通政策課)

栃木県条例第七号

栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例

栃木県特別会計設置条例(昭和三十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(特別会計の名称等) 第二条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおりとする。				(特別会計の名称等) 第二条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおりとする。			
名 称	事業の内容又は設置の理由	歳 入	歳 出	名 称	事業の内容又は設置の理由	歳 入	歳 出
略	略	略	略	略	略	略	略
栃木県営林事業特別会計	略	略	略	栃木県営林事業特別会計	略	略	略
栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構法 (平成十四年 法律第一百四 七号)による 資金の貸付け を受けて行う 中小企業高度 化等資金貸付 事業	一般会 計繰入 金、貸 付金収 入、県 債及び 附属諸 収入	貸付 金、県 債償還 金、一 般会計 繰出金 及びそ の他の 諸支出	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

- この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号)第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十二年法律第百十五号)第十条第一項の規定により設置された栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計に所属する権利義務は、栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計に帰属するものとする。

(財政課)

栃木県条例第八号

栃木県職員定数条例の一部を改正する条例

栃木県職員定数条例(昭和三十九年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員</p> <p>イ 一般職員(ロに掲げる職員を除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">五、三八一人</p> <p>ロ 略</p> <p>二 四 略</p> <p>五 人事委員会の事務部局の職員 一六人</p> <p>六・七 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員</p> <p>イ 一般職員(ロに掲げる職員を除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">五、三八四人</p> <p>ロ 略</p> <p>二 四 略</p> <p>五 人事委員会の事務部局の職員 一三人</p> <p>六・七 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第九号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一 (第二条、第三条関係)</p> <p>一 二七の四 略</p> <p>二七の五 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(規則で定める場合に係るものを除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(四) 略</p> <p>(五) <u>法第八条第一項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">_____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____の規定</p> <p>による交付</p> <p>(六) <u>法第八条第二項の規定</u>による交付</p> <p>(七) 略</p> <p>(八) <u>法第十条第四項において準用する法第八条第一項の</u></p>	<p>別表第一 (第二条、第三条関係)</p> <p>一 二七の四 略</p> <p>二七の五 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(規則で定める場合に係るものを除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(四) 略</p> <p>(五) <u>法第八条第一項(法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第三項の規定</u>による交付</p> <p>(六) 略</p>

規定による交付 (九) 略 (十) 法第十二条第三項において準用する法第八条第一項の規定による交付 (十一) (六) 略		(七) 略	
二十八〜三十五 略		二十八〜三十五 略	
三十五の二 栃木県景観条例 (以下この項において「条例」という。) 及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) (六) 略	大田原市、矢板市及び下野市	三十五の二 栃木県景観条例 (以下この項において「条例」という。) 及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) (六) 略	真岡市、大田原市、矢板市及び下野市
三十五の三〜四十二 略		三十五の三〜四十二 略	

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二十七の五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県条例第十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年栃木県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第四条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一〜四 略 五、 <u>給料を支給される職員</u> <u>法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第四条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一〜四 略

附 則

- この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 改正後の第四条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(職員厚生課)

栃木県条例第十一号

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

る。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第三条 県が徴収する手数料は、別表第一の八の八の項、八の九の項、五十五の二の項から五十五の四の項まで、百二十五の項、百二十六の項、三百三の項、三百二十八の項から三百三十一の項まで、三百七十五の項、三百七十七の項、五百十二の項及び五百十三の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜百四十三 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>百四十四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の申請に対する審査</td> <td>1 毒物又は劇物の製造業の登録の申請に係る審査 二 万七千二百円 2 毒物又は劇物の輸入業の登録の申請に係る審査 二 万七千二百円 3 毒物又は劇物の販売業の登録の申請に係る審査 一 万四千七百円</td> </tr> <tr> <td>百四十五 毒物及び劇物取締法第四条第三項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の更新の申請に対する審査</td> <td>1 毒物又は劇物の製造業の登録の更新の申請に係る審査 一 万二千二百円 2 毒物又は劇物の輸入業の登録の更新の申請に係る審査 一 万二千二百円 3 毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に係る審査 一 七千円</td> </tr> <tr> <td>百四十六 から百四十九 まで 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一〜百四十三 略		百四十四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の申請に対する審査	1 毒物又は劇物の製造業の登録の申請に係る審査 二 万七千二百円 2 毒物又は劇物の輸入業の登録の申請に係る審査 二 万七千二百円 3 毒物又は劇物の販売業の登録の申請に係る審査 一 万四千七百円	百四十五 毒物及び劇物取締法第四条第三項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の更新の申請に対する審査	1 毒物又は劇物の製造業の登録の更新の申請に係る審査 一 万二千二百円 2 毒物又は劇物の輸入業の登録の更新の申請に係る審査 一 万二千二百円 3 毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に係る審査 一 七千円	百四十六 から百四十九 まで 削除		<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第三条 県が徴収する手数料は、別表第一の八の八の項、八の九の項、五十五の二の項から五十五の四の項まで、百二十五の項、百二十六の項、三百三の項、三百二十八の項から三百三十一の項まで、三百七十七の項、五百十二の項及び五百十三の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜百四十三 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>百四十四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査</td> <td>一 万四千七百円</td> </tr> <tr> <td>百四十五 毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査</td> <td>七千円</td> </tr> <tr> <td>百四十六 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十五条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換</td> <td>二千四百円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一〜百四十三 略		百四十四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	一 万四千七百円	百四十五 毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	七千円	百四十六 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十五条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換	二千四百円
事 務	金 額																				
一〜百四十三 略																					
百四十四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の申請に対する審査	1 毒物又は劇物の製造業の登録の申請に係る審査 二 万七千二百円 2 毒物又は劇物の輸入業の登録の申請に係る審査 二 万七千二百円 3 毒物又は劇物の販売業の登録の申請に係る審査 一 万四千七百円																				
百四十五 毒物及び劇物取締法第四条第三項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の更新の申請に対する審査	1 毒物又は劇物の製造業の登録の更新の申請に係る審査 一 万二千二百円 2 毒物又は劇物の輸入業の登録の更新の申請に係る審査 一 万二千二百円 3 毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に係る審査 一 七千円																				
百四十六 から百四十九 まで 削除																					
事 務	金 額																				
一〜百四十三 略																					
百四十四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	一 万四千七百円																				
百四十五 毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	七千円																				
百四十六 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十五条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換	二千四百円																				

<p>百五十 毒物及び劇物取締法第九条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>百五十 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第三号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第九条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査</p>	<p>略</p>
<p>百五十の二 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十五条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造</p>	<p>略</p>	<p>百五十の二 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第一号の規定に基づく同令第三十五条第一項の規定による毒物又は劇物の製造</p>	<p>略</p>
<p>百四十九 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第一号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>百四十九 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第一号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査</p>	<p>略</p>
<p>百四十八 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第一号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>百四十八 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第一号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査</p>	<p>略</p>
<p>百四十七 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付</p>	<p>略</p>	<p>百四十七 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付</p>	<p>略</p>

業、輸入業又は販売業の登録票の書換え		百五十の三 毒物及び劇物取締法施行令 第三十六條第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付	略	百五十一 から百五十三まで 削除		百五十四〜二百六 略	二百七 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第六十九條の二第二項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 1 略 2 1に掲げる事務以外の事務 一万二千円	二百七の二〜二百五十八 略	
業又は輸入業の登録票の書換え		百五十の三 毒物及び劇物取締法施行令第三十六條の七第一項第一号の規定に基づく同令第三十六條第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	略	百五十一 毒物及び劇物取締法第四條第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	二万七百元	百五十二 毒物及び劇物取締法第四條第四項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由	六千八百円	百五十三 毒物及び劇物取締法第九條第二項において準用する同法第四條第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由	三千二百円
百五十四〜二百六 略	二百七 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第六十九條の二第二項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 1 略 2 1に掲げる事務以外の事務 七千円	二百七の二〜二百五十八 略							

<p>二百五十九 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査</p>	<p>1 略 2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（1に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 略 ホ 略 3・4 略</p>
<p>二百六十～三百六十八 略</p>	<p>略</p>
<p>三百六十九 家畜改良増殖法第十六条第二項の規定による講習会の開催</p>	<p>1 家畜人工授精講習会 三万七千円 2 家畜体内受精卵移植講習会 四万九千円 3 家畜体外受精卵移植講習会 一万三千六百円</p>
<p>三百七十～三百七十二 略</p>	<p>略</p>
<p>三百七十三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜又はその死体の検査（同法第五条第一項の規定に基づく家畜又はその死体の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのもに限る。）</p>	<p>1 牛の結核病検査 一頭につき六百八十円 2 牛のブルセラ病検査 一頭につき五百七十円 3 牛のヨーネ病検査 一頭につき六百七十円 4～11 略</p>
<p>三百七十四 削除</p>	<p>略</p>
<p>二百五十九 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査</p>	<p>1 略 2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 略 ホ 略 3・4 略</p>
<p>二百六十～三百六十八 略</p>	<p>略</p>
<p>三百六十九 家畜改良増殖法第十六条第二項の規定による講習会の開催</p>	<p>1 家畜人工授精講習会 二万六千七百円 2 家畜体内受精卵移植講習会 二万六千七百円 3 家畜体外受精卵移植講習会 六千四百三十円</p>
<p>三百七十～三百七十二 略</p>	<p>略</p>
<p>三百七十三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜又はその死体の検査（同法第五条第一項の規定に基づく家畜又はその死体の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのもに限る。）</p>	<p>1 牛の結核病検査 一頭につき三百十円 2 牛のブルセラ病検査 一頭につき三百十円 3 牛のヨーネ病検査 一頭につき六百七十円 4～11 略</p>
<p>三百七十四 家畜伝染病予防法第六条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜に対</p>	<p>一頭につき六百七十円</p>

<p>三百七十五 家畜伝染病予防法第六條第一項又は第三十條第一項の規定に基づく家畜の注射</p>	<p>1 豚熱予防注射 一頭当たり一回につき三百四十円</p> <p>2 その他の生物学的製剤を使用して行う注射 一頭当たり一回につき二千二百円</p>	<p>する投薬</p> <p>三百七十五 家畜伝染病予防法第六條第一項又は第三十條第一項の規定に基づく家畜の注射</p>	<p>1 牛の流行性感官予防注射 一頭当たり一回につきイバラキ病にあつては四百八十円、牛流行熱にあつては六百円</p> <p>2 豚コレラ予防注射 一頭当たり一回につき三百十円</p> <p>3 豚丹毒予防注射 一頭当たり一回につき三百十円</p> <p>4 鶏のニューカッサル病予防注射 一羽当たり一回につき三十円</p> <p>5 炭疽予防注射 一頭当たり一回につき三百十円</p> <p>6 家畜免疫血清注射 一頭当たり一回につき千五百円</p> <p>7 その他の生物学的製剤を使用して行う注射 一頭当たり一回につき六百五十円</p>
<p>三百七十六 略</p>	<p>略</p>	<p>三百七十六 略</p>	<p>略</p>
<p>三百七十七 栃木県家畜保健衛生所が依頼に基づき実施する診察等</p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>三百七十七 栃木県家畜保健衛生所が依頼に基づき実施する診察等</p>	<p>1 略</p> <p>2 薬治 千二百三十円以内</p> <p>3 注射 七百九十円以内</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
<p>三百七十八〜四百六十四の四 略</p> <p>四百六十四の五 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十三條第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>三百七十八〜四百六十四の四 略</p> <p>四百六十四の五 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十三條第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

	<p>四百六十四の六 都 市の低炭素化の促 進に関する法律第 五十五条第一項の 規定に基づく低炭 素建築物新築等計 画の変更の認定の 申請に対する審査</p> <p>次に掲げる審査の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額を合 算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新 築等計画（以下こ の項（2）を除 く。）において 「計画」とい う。）の変更の認 定の申請に対する 審査 次に掲げる 場合の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額</p> <p>イ 当該計画の変 更が都市の低炭 素化の促進に関 する法律第五十 五条第二項にお いて準用する同</p>	<p>の項及び次項 において同 じ。）を用い る場合にあつ ては、(ii)に掲 げる金額を除 く。）を合算 した金額</p> <p>ロ イ(i)(iii)略 に掲げる場 合以外の場合 次に掲げる申請 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物 全体に係る申 請 (1)及び(2) に掲げる申請 を除く。） 次に掲げる金 額（共用部分 を計算しない 評価方法を用 いる場合に あつては、(ii) に掲げる金額を 除く。）を合 算した金額</p> <p>(i) 略 (iv) 略</p>	<p>の項及び次項 において同 じ。）を用い る場合にあつ ては、(ii)に掲 げる金額を除 く。）を合算 した金額</p> <p>ロ イ(i)(iii)略 に掲げる場 合以外の場合 次に掲げる申請 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物 全体に係る申 請 (1)及び(2) に掲げる申請 を除く。） 次に掲げる金 額</p> <p>(i) 略 (iv) 略</p>	
	<p>四百六十四の六 都 市の低炭素化の促 進に関する法律第 五十五条第一項の 規定に基づく低炭 素建築物新築等計 画の変更の認定の 申請に対する審査</p> <p>次に掲げる審査の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額を合 算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新 築等計画（以下こ の項（2）を除 く。）において 「計画」とい う。）の変更の認 定の申請に対する 審査 次に掲げる 場合の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額</p> <p>イ 当該計画の変 更が都市の低炭 素化の促進に関 する法律第五十 五条第二項にお いて準用する同</p>	<p>の項及び次項 において同 じ。）を用い る場合にあつ ては、(ii)に掲 げる金額を除 く。）を合算 した金額</p> <p>ロ イ(i)(iii)略 に掲げる場 合以外の場合 次に掲げる申請 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物 全体に係る申 請 (1)及び(2) に掲げる申請 を除く。） 次に掲げる金 額</p> <p>(i) 略 (iv) 略</p>	<p>の項及び次項 において同 じ。）を用い る場合にあつ ては、(ii)に掲 げる金額を除 く。）を合算 した金額</p> <p>ロ イ(i)(iii)略 に掲げる場 合以外の場合 次に掲げる申請 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物 全体に係る申 請 (1)及び(2) に掲げる申請 を除く。） 次に掲げる金 額</p> <p>(i) 略 (iv) 略</p>	

四百六十四の七く四百六十四の十二 略	<p>法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(ii)に掲げる金額を除く。)を合算した金額(イ)に掲げる場合以外の場合、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(ii)に掲げる金額を除く。)を合算した金額(イ)に掲げる場合以外の場合、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>2 略</p>
四百六十四の十三 建築物のエネルギー	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ
四百六十四の七く四百六十四の十二 略	<p>法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(ii)に掲げる金額を除く。)を合算した金額(イ)に掲げる場合以外の場合、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(ii)に掲げる金額を除く。)を合算した金額(イ)に掲げる場合以外の場合、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>2 略</p>
四百六十四の十三 建築物のエネルギー	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ

エネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

次に定める金額を合算した金額

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査一 の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

イ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準(以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。)に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があつた場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 略
- (2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応

エネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

次に定める金額を合算した金額

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査一 の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

イ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準(以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。)に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があつた場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 略
- (2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応

	<p>2 略 (3) (ii) 略 (iv) 九千円 略</p> <p>じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(i) 額</p> <p>床面積</p> <p>(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するもの)を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を控除した面積。(ii)から(iv)まで及び(3)の(ii)並びに(3)の(ii)において同一)の合計が三百平方メートル未満の場合</p>		<p>2 略 (3) (ii) 略 (iv) 九千円 略</p> <p>じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(i) 額</p> <p>床面積</p> <p>計が三百平方メートル未満の場合</p>
<p>四百六十四の十四 略</p>	<p>四百六十四の十五</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第二項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に</p>	<p>四百六十四の十四 略</p>	<p>四百六十四の十五</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に</p>

関する法律第十五
条第一項に規定す
る登録建築物エネ
ルギー消費性能判
定機関が交付した
ものに限る。)の
添付があつた場合
次に掲げる申請
の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める
金額

イ 略

ロ 共同住宅等に
係る申請次に
掲げる場合の区
分に応じ、それ
ぞれ次に定める
金額

(1) 床面積(共

用部分を計算

しない評価方

法(建築物エ

ネルギー消費

性能基準であ

つて、知事が

指定するもの

をいう。)を

用いる場合に

あつては、共

用部分の床面

積を控除した

面積。(2)から

(4)まで及びハ

の(2)並びに2

のニからへま

で及びトの(4)

から(6)までに

おいて同

じ。)の合計

が三百平方

メートル未満

の場合 九千

円

(2) ハ (4) 略

2 ハ 略

1に掲げる場合

以外の場合次に

掲げる申請の区分

に応じ、それぞれ

次に定める金額

イ 一戸建ての住

宅(モデル住宅

法(建築物エネ

ルギー消費性能

関する法律第十五
条第一項に規定す
る登録建築物エネ
ルギー消費性能判
定機関が交付した
ものに限る。)の
添付があつた場合
次に掲げる申請
の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める
金額

イ 略

ロ 共同住宅等に
係る申請次に
掲げる場合の区
分に応じ、それ
ぞれ次に定める
金額

(1) 床面積

_____の合計

が三百平方

メートル未満

の場合 九千

円

(2) ハ (4) 略

2 ハ 略

1に掲げる場合

以外の場合次に

掲げる申請の区分

に応じ、それぞれ

次に定める金額

基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が二百平方メートル未満の場合 一万六千円

(2) 床面積の合計が二百平方メートル以上の場合 一万七千円

イ・ロ 略
ニ 共同住宅等

(フロア入力法)
(建築物エネルギー消費性能基

準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合 三万円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 五万二千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合

イ・ロ 略

トホ・ヘ略
 一の建築物全
 体に係る申請
 (イからヘまで
 に掲げる申請を
 除く。)次に
 掲げる金額を合
 算した金額

(1)住宅部分
 (4)から(6)ま
 でに係るもの
 を除き、モテ
 ル住宅法を用
 いるものに限
 る。)につい
 て、次に掲げ
 る場合の区分
 に応じ、それ
 ぞれ次に定め
 る金額

(i)床面積の
 合計が二百
 平方メートル
 未満の場合
 合 一万六
 千円

(ii)床面積の
 合計が二百
 平方メートル
 以上の場
 合 一万七
 千円

(2)住宅部分
 (4)から(6)ま
 でに係るもの
 を除き、仕様
 基準を用いる
 ものに限
 る。)につい
 て、次に掲げ
 る場合の区分
 に応じ、それ
 ぞれ次に定め
 る金額

(3)(i)略
 (ii)住宅部分
 (4)から(6)ま

(4)床面積の合
 計が五千平方
 メートル以上
 の場合 十四
 万円

合 九万五千
 円

トホ・ヘ略
 一の建築物全
 体に係る申請
 (イからニまで
 に掲げる申請を
 除く。)次に
 掲げる金額を合
 算した金額

(1)住宅部分
 (3)及び(4)ま
 でに係るもの
 を除き、仕様
 基準を用いる
 ものに限
 る。)につい
 て、次に掲げ
 る場合の区分
 に応じ、それ
 ぞれ次に定め
 る金額

(2)(i)略
 (ii)住宅部分
 (3)及び(4)ま

(8) (5) (7) 略
 (非住宅部分
 (標準入力
 法・主要室入
 力法を用いる
 ものに限
 る。)
 (i) 金額
 (ii) 略
 (4) 共同住宅等
 の部分(プロ
 ア入力法を用
 いるものに限
 る。)
 て、次に掲げ
 る場合の区分
 に応じ、それ
 ぞれ次に定め
 る金額
 (i) 床面積の
 合計が三百
 平方メートル
 未満の場合
 合 三万円
 (ii) 床面積の
 合計が三百
 平方メートル
 以上二千
 平方メートル
 未満の場合
 合 五万二
 千円
 (iii) 床面積の
 合計が二千
 平方メートル
 以上五千
 平方メートル
 未満の場合
 合 九万五
 千円
 (iv) 床面積の
 合計が五千
 平方メートル
 以上の場
 合 十四万
 円

(6) (3) (5) 略
 (非住宅部分
 (標準入力
 法・主要室入
 力法を用いる
 ものに限
 る。)
 (i) 金額
 (ii) 略
 (非住宅部分
 (標準入力
 法・主要室入
 力法を用いる
 ものに限
 る。)
 て、次に掲げ
 る場合の区分
 に応じ、それ
 ぞれ次に定め
 る金額
 (i) 金額
 (ii) 略

る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合
 合 二十三
 万三千百円

(ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
 合 三十七
 万三千四百円

(iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合
 合 五十二
 万八千円

(iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合
 合 六十四
 万二百円

(v) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合
 合 七十五万四
 千六百円

(vi) 床面積の合計が二万五千平方メートル以

る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合
 合 二十二
 万九千八十
 円

(ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
 合 三十六
 万七千二百
 十円

(iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合
 合 五十一
 万九千八百
 円

(iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合
 合 六十三
 万六百二十
 円

(v) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合
 合 七十四万三
 千四百八十
 円

(vi) 床面積の合計が二万五千平方メートル以

	上の場合 八十六万三 千九百円
四百六十五～五百十七 略	上の場合 八十五万千 五百二十円
備考 略	備考 略

(栃木県都市公園条例の一部改正)

第二条 栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の7 栃木県日光田母沢御用邸記念公園の部(2)研修室の項ア施設名及び一般利用料金の基準額の表を次のように改める。

ア 施設名及び一般利用料金の基準額

施設名	利用区分	午前9時から午前12時	午後零時から午後1時	午後1時から午後4時	1 日
		まで	まで	まで	
研 修 室 1	1	1,250円	500円	1,250円	2,500円
研 修 室 2	2	1,250円	500円	1,250円	2,500円
研 修 室 3	3	930円	370円	930円	1,860円
研 修 室 4	4	2,200円	880円	2,200円	4,400円
研 修 室 5	5	1,880円	750円	1,880円	3,760円
研 修 室 6	6	1,880円	750円	1,880円	3,760円
研 修 室 7	7	1,880円	750円	1,880円	3,760円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第7条関係) 1～6 略 7 栃木県日光田母沢御用邸記念公園 (1) 略 (2) 研修室 ア・イ 略 備考 1 <u>1日とは、午前9時から午後4時までをいう。</u> 2 <u>やむを得ない理由により午前9時前又は午後4時後(3において「通常利用時間外」という。)に研修室を利用する場合の一般利用料金の基準額は、利用時間30分につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午前12時までの利用区分、午後4時後の利用にあつては午後1時から午後4時までの利用区分に係る利</u></p>	<p>別表第1(第7条関係) 1～6 略 7 栃木県日光田母沢御用邸記念公園 (1) 略 (2) 研修室 ア・イ 略 備考 <u>利用区分は、次のとおりとする。</u> (1) <u>午前とは、午前9時から午前12時までをいう。</u> (2) <u>午後とは、午後1時から午後4時までをいう。</u> (3) <u>1日とは、午前9時から午後4時までをいう。</u></p>

<p><u>用料金の基準額の6分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。</u> <u>この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 <u>やむを得ない理由により通常利用時間外に研修室を利用する場合の特殊利用料金の基準額は、利用時間30分につき、2の規定により得られた額に2を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(3) 研修ホール ア・イ 略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>やむを得ない理由により午前9時前又は午後4時後(2において「通常利用時間外」という。)に研修ホールを利用する場合の一般利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、利用時間30分につき、1,560円とする。</u></p> <p>2 <u>やむを得ない理由により通常利用時間外に研修ホールを利用する場合の特殊利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、利用時間30分につき、3,120円とする。</u></p> <p>(4) 略 8・9 略</p>	<p>(3) 研修ホール ア・イ 略</p> <p>(4) 略 8・9 略</p>
--	---

別表第1の8栃木県日光たけのや川公園の部(2)休養施設の項中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 休養施設

施設名	利用区分	単位	基準額
オートキャンプ場	フリーテントサイト	宿泊 1区画1泊	2,610円
	オートキャンプサイト	宿泊 1区画1泊	4,700円
		日帰り 1区画1回	2,610円
	キャンピングカーサイト	宿泊 1区画1泊	5,750円
	トレーラーハウス(5人用)	宿泊 1棟1泊	16,700円
	トレーラーハウス(8人用)	宿泊 1棟1泊	23,400円
	キャビンA(4人用)	宿泊 1棟1泊	19,300円
	キャビンB(4人用)	宿泊 1棟1泊	24,500円

(栃木県警察関係手数料条例の一部改正)

第三条 栃木県警察関係手数料条例(平成十二年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(古物営業法に関する手数料)</p> <p>第三条 県は、古物営業法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。</p>		<p>(古物営業法に関する手数料)</p> <p>第三条 県は、古物営業法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。</p>	
事	手数料の額	事	手数料の額
一・二 略		一・二 略	
三 法第七条第五項の規定に基づく許可証の書換え	略	三 法第七条第四項の規定に基づく許可証の書換え	略
四 略		四 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の五の項、四百六十四の六の項、四百六十四の十三の項及び四百六十四の十五の項の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請、依頼等がなされている事務(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の十五の項の上欄に掲げる事務を除く。)に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に申請がなされている事務(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の十五の項の上欄に掲げる事務に限る。)に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第十二号

栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例

栃木県環境影響評価条例(平成十一年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第二条関係)</p> <p>一 三 略</p> <p>四 太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業</p> <p>五 十八 略</p>	<p>別表(第二条関係)</p> <p>一 三 略</p> <p>四 十七 略</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 栃木県環境影響評価条例第二条第二項に規定する対象事業(改正後の同条例別表第四号に掲げる事業に該当するものに限る。)であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。以下「届出済対象事業」という。)については、栃木県環境影響評価条例第二章から第七章までの規定は、適用しない。

第三条 届出済対象事業を実施しようとする者は、前条の規定にかかわらず、当該届出済対象事業について、栃木県環境影響評価条例第五条から第三十二条まで又は第九条から第三十二条までの規定の例による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。

2 栃木県環境影響評価条例第二十条から第二十二條まで並びに第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続(同条例第五条から第十八条まで又は第九条から第十八条までの規定の例によるものに限る。)を行う届出済対象事業について準用する。この場合において、同条例第二十条から第二十二條まで及び第二十四条第二項中「事業者」とあるのは、「栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例(令和二年栃木県条例第十二号)附則第三条第一項に規定する届出済対象事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

(環境森林政策課)

栃木県条例第十三号

栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第一条 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年栃木県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条 略</p> <p>(<u>研修</u>)</p> <p>第九条の二 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。</p>	<p>第九条 略</p>

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第一(第二条、第三条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>一〜十一 略</p> <p>十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の事務を除く。)</p> <p>(一)〜(八) 略</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>略</p> </td> </tr> </table>	<p>一〜十一 略</p> <p>十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の事務を除く。)</p> <p>(一)〜(八) 略</p>	<p>略</p>	<p>別表第一(第二条、第三条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>一〜十一 略</p> <p>十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の事務を除く。)</p> <p>(一)〜(八) 略</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>略</p> </td> </tr> </table>	<p>一〜十一 略</p> <p>十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の事務を除く。)</p> <p>(一)〜(八) 略</p>	<p>略</p>
<p>一〜十一 略</p> <p>十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の事務を除く。)</p> <p>(一)〜(八) 略</p>	<p>略</p>				
<p>一〜十一 略</p> <p>十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の事務を除く。)</p> <p>(一)〜(八) 略</p>	<p>略</p>				

<p>(九) 法第十一条の二第二項の規定による届出の受理</p> <p>(十) 法第十一条の二第二項の規定による届出の受理</p> <p>(十一) 法第十一条の三の規定による届出の受理</p> <p>(十二) ～ (十六) 略</p> <p>(十七) 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成</p> <p>(十八) 法第四十九条第二項の規定による情報の提供の要求</p> <p>(十九) 法第五十三条第一項の規定による報告の徴収(前各号及び第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(二十) 法第五十三条第二項の規定による立入検査等(第一号から第十八号まで及び次号から第二十三号までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(二十一) 法附則第十一条第一項の規定による助言等</p> <p>(二十二) 法附則第十一条第二項の規定による勧告</p> <p>(二十三) 法附則第十一条第三項の規定による命令</p> <p>十三～四十二 略</p>	<p>(九) 法第十一条の二の規定による届出の受理</p> <p>(十) ～ (十四) 略</p> <p>(十五) 法第五十三条第一項の規定による報告の徴収(前各号に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(十六) 法第五十三条第二項の規定による立入検査等(第一号から第十四号までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>十三～四十二 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(環境保全課)

栃木県条例第十四号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p>

第三条 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「有し、かつ、」とあるのは、「有する者又は」とする。

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「有し、かつ、」とあるのは、「有する者又は」とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(こども政策課)

栃木県条例第十五号

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例(昭五十四年栃木県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(緊急時の措置)</p> <p>第十条 特定動物(法第二十五条の二に規定する特定動物をいう。以下同じ。)を飼養し、又は保管する者は、特定動物が施設から脱出したときは、直ちに警察署、動物愛護指導センター又は県の設置する保健所に通報するとともに、当該特定動物の捕獲又は殺処分、付近の住民への周知その他の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(動物愛護管理員)</p> <p>第十三条 _____</p> <p>_____</p> <p>前条第一項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p>	<p>(緊急時の措置)</p> <p>第十条 特定動物(法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。以下同じ。)を飼養し、又は保管する者は、特定動物が施設から脱出したときは、直ちに警察署、動物愛護指導センター又は県の設置する保健所に通報するとともに、当該特定動物の捕獲又は殺処分、付近の住民への周知その他の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(動物愛護管理員)</p> <p>第十三条 <u>法第二十四条第一項(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)</u>又は第三十三条第一項の規定による立入検査、前条第一項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p>

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

栃木県条例第十六号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</p> <p>第二条 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第一条の規定による改正前の法第五十条第二項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第一</u></p>	<p>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</p> <p>第二条 _____</p> <p>_____</p> <p>法第五十条第二項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第一</p>

のとおりとする。

のとおりとする。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県条例第十七号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例

(栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第一条 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料</p> <p>三 七 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料</p> <p>三 七 略</p>

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第一(第二条、第三条、第五条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 〇 百五十七の二 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>百五十八 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四条第二項(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請に対す</td> <td>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 覚醒剤施用機関 三千九百円 2 覚醒剤研究者 三千九百円 3 覚醒剤原料取扱者 一万五千五百円 4 覚醒剤原料研究者 三千九百円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一 〇 百五十七の二 略		百五十八 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四条第二項(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請に対す	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 覚醒剤施用機関 三千九百円 2 覚醒剤研究者 三千九百円 3 覚醒剤原料取扱者 一万五千五百円 4 覚醒剤原料研究者 三千九百円	<p>別表第一(第二条、第三条、第五条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 〇 百五十七の二 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>百五十八 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四条第二項(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の申請に対す</td> <td>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 覚せい剤施用機関 三千九百円 2 覚せい剤研究者 三千九百円 3 覚せい剤原料取扱者 一万五千五百円 4 覚せい剤原料研究者 三千九百円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一 〇 百五十七の二 略		百五十八 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四条第二項(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の申請に対す	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 覚せい剤施用機関 三千九百円 2 覚せい剤研究者 三千九百円 3 覚せい剤原料取扱者 一万五千五百円 4 覚せい剤原料研究者 三千九百円
事 務	金 額												
一 〇 百五十七の二 略													
百五十八 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四条第二項(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請に対す	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 覚醒剤施用機関 三千九百円 2 覚醒剤研究者 三千九百円 3 覚醒剤原料取扱者 一万五千五百円 4 覚醒剤原料研究者 三千九百円												
事 務	金 額												
一 〇 百五十七の二 略													
百五十八 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四条第二項(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の申請に対す	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 覚せい剤施用機関 三千九百円 2 覚せい剤研究者 三千九百円 3 覚せい剤原料取扱者 一万五千五百円 4 覚せい剤原料研究者 三千九百円												

<p>る審査</p> <p>百五十九 覚醒剤取 縮法 第十一条第 一項(同法第三十 条の五において準 用する場合を含 む。)の規定に基 づく覚醒剤施用機 関、覚醒剤研究 者、覚醒剤原料取 扱者又は覚醒剤原 料研究者の 指定証の再交付</p>	<p>略</p>
<p>百六十 覚醒剤取縮 法 第四条第一項 (同法第三十条の 五において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく覚 醒剤製造業者、覚 醒剤原料輸入業 者、覚醒剤原料輸 出業者又は覚醒剤 原料製造業者 の指定の申請に 係る経由</p>	<p>略</p>
<p>百六十一 覚醒剤取 縮法 第十一条第 一項(同法第三十 条の五において準 用する場合を含 む。)の規定に基 づく覚醒剤製造業 者、覚醒剤原料輸 入業者、覚醒剤原 料輸出業者又は覚 醒剤原料製造業者 の指定証 の再交付に係る経 由</p>	<p>略</p>
<p>百六十二〜五百十七 略</p>	<p>略</p>
<p>備考 略</p>	
<p>る審査</p> <p>百五十九 覚せい剤 取縮法 第十一条第 一項(同法第三十 条の五において準 用する場合を含 む。)の規定に基 づく覚せい剤施用 機関、覚せい剤研 究者、覚せい剤原 料取扱者又は覚せい 剤原料研究者の 指定証の再交付</p>	<p>略</p>
<p>百六十 覚せい剤取 縮法 第四条第一項 (同法第三十条の 五において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく覚 せい剤製造業者、 覚せい剤原料輸入 業者、覚せい剤原 料輸出業者又は覚 せい剤原料製造業 者の指定の申請に 係る経由</p>	<p>略</p>
<p>百六十一 覚せい剤 取縮法 第十一条第 一項(同法第三十 条の五において準 用する場合を含 む。)の規定に基 づく覚せい剤製造 業者、覚せい剤原 料輸入業者、覚せい 剤原料輸出業者 又は覚せい剤原料 製造業者の指定証 の再交付に係る経 由</p>	<p>略</p>
<p>百六十二〜五百十七 略</p>	<p>略</p>
<p>備考 略</p>	

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十
一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す
る。

改正後

改正前

別表第二(第二条関係)

別表第二(第二条関係)

一〜二十七 略

一〜二十七 略

二十八 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

二十八 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(一) 略
(二) 略
(三) 略
(四) 法第十条第二項の規定による指定証の返納の受理等(覚醒剤施用機関)の開設者であつた者及び覚醒剤研究者であつた者

(一) 略
(二) 略
(三) 略
(四) 法第十条第一項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定による指定証の返納の受理等(覚せい剤施用機関)の開設者であつた者、覚せい剤研究者であつた者、覚せい剤原料取扱者であつた者及び覚せい剤原料研究者であつた者に係るものに限る。)

(五) 法第十条第二項の規定による指定証の受理等(覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者)に係るものに限る。)

(五) 法第十条第二項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定による指定証の受理等(覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者)に係るものに限る。)

(六) 法第十条第三項の規定による指定証の返還(覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者)に係るものに限る。)

(六) 法第十条第三項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定による指定証の返還(覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者)に係るものに限る。)

(七) 法第十一条第一項の規定による申請の受理等(覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者)に係るものに限る。)

(七) 法第十一条第一項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理等(覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者)に係るものに限る。)

(八) 法第十一条第二項の規定による指定証の返納の受理等(覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者)に係るものに限る。)

(八) 法第十一条第二項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定による指定証の返納の受理等(覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者)に係るものに限る。)

(九) 略
(十) 法第十二条第四項の規定による指定証の返還(覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者)に係るものに限る。)

(九) 略
(十) 法第十二条第四項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定による指定証の返還(覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者)に係るものに限る。)

(十一) 法第二十三条の規定による届出の受理等(覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者)に係るものに限る。)

(十一) 法第二十三条の規定による届出の受理等(覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者)に係るものに限る。)

(十二) 法第二十四条第一項の規定

(十二) 法第二十四条第一項及び第二項の規定

- 定による報告の受理等(覚醒剤施用機関の開設者であつた者及び覚醒剤研究者であつた者に係るものに限る。)
- (十三) 法第二十四条第二項の規定による報告の受理等(覚醒剤施用機関の開設者であつた者及び覚醒剤研究者であつた者に係るものに限る。)
- (十四) 法第二十四条第三項の規定による職員の立会の請求の受理等(覚醒剤施用機関の開設者であつた者及び覚醒剤研究者であつた者に係るものに限る。)
- (十五) 略
- (十六) 法第三十条の四第一項の規定による届出の受理等(覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に係るものに限る。)
- (十七) 法第三十条の五において準用する法第十条第一項の規定による指定証の返納の受理等(覚醒剤原料取扱者であつた者及び覚醒剤原料研究者であつた者に係るものに限る。)
- (十八) 法第三十条の五において準用する法第十条第二項の規定による指定証の受理等(覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に係るものに限る。)
- (十九) 法第三十条の五において準用する法第十条第三項の規定による指定証の返還(覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に係るものに限る。)
- (二十) 法第三十条の五において準用する法第十一条第一項の規定による申請の受理等(覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に係るものに限る。)
- (二十一) 法第三十条の五において準用する法第十一条第二項の規定による指定証の返納の受理等(覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に係るものに限る。)
- (二十二) 法第三十条の五において準用する法第十二条第四項の規定による指定証の返還(覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に係るものに限る。)
- (二十三) 略
- (二十四) 法第三十条の十三の規定による届出の受理等(法第三十条の七第四号から第七号までに規定する者に係るものに限る。)
- (二十五) 法第三十条の十四第一項の規定による届出の受理等(法第三十条の七第四号から第七号までに規定する者に係るものに限る。)

- 定による報告の受理等(覚せい剤施用機関の開設者であつた者及び覚せい剤研究者であつた者に係るものに限る。)
- (十三) 法第二十四条第三項の規定による職員の立会の請求の受理等(覚せい剤施用機関の開設者であつた者及び覚せい剤研究者であつた者に係るものに限る。)
- (十四) 略
- (十五) 法第三十条の四第一項の規定による届出の受理等(覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者に係るものに限る。)
- (十六) 略
- (十七) 法第三十条の十三及び第三十条の十四の規定による届出の受理等(法第三十条の七第四号から第七号までに規定する者に係るものに限る。)

(二十六) 法第三十条の十四第二項の規定による届出の受理等
(二十七) 法第三十条の十四第三項の規定による届出の受理等
(二十八) 略
(二十九) 法第三十条の十五第三項の規定による職員の立会いの請求の受理等（法第三十条の七第四号から第七号までに規定する者に係るものに限る。）
(三十) (三十一) (三十二) 略
二十九く三十一 略

(十八) 略
(十九) 法第三十条の十五第三項の規定による職員の立会いの請求の受理等（法第三十条の七第四号から第七号までに規定する者に係るものに限る。）
(二十) (二十一) (二十二) 略
二十九く三十一 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(業務課)

栃木県条例第十八号

栃木県立産業技術専門学校条例の一部を改正する条例

栃木県立産業技術専門学校条例（昭和四十七年栃木県条例第七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(訓練課程等)</p> <p>第二条 職業能力開発校において行う普通職業訓練の訓練課程は、<u>普通課程及び短期課程</u>とし、普通課程は、<u>技能習得コース</u>及び資格取得コースに区分する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(入校の資格)</p> <p>第七条 職業能力開発校に入校することができる者は、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>普通課程</u> <u>技能習得コース</u>にあつては<u>高等学校卒業者等（規則で定める訓練科にあつては、規則で定める者）</u>、<u>資格取得コース</u>にあつては<u>中学校卒業者等</u>であつて規則で定めるもの</p> <p>二 略</p> <p>(入校の許可)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 知事は、<u>普通課程（技能習得コース</u>に限る。）<u>にあつては入校試験により、普通課程（資格取得コースに限る。）及び短期課程</u>にあつては<u>選考により入校を許可するものとする。</u></p>	<p>(訓練課程等)</p> <p>第二条 職業能力開発校において行う普通職業訓練の訓練課程は、<u>普通課程及び短期課程</u>とし、普通課程は、<u>本科、高等コース</u>及び資格取得コースに区分する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(入校の資格)</p> <p>第七条 職業能力開発校に入校することができる者は、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>普通課程</u> <u>本科</u>にあつては<u>高等学校卒業者等（規則で定める訓練科にあつては、規則で定める者）</u>、<u>高等コース</u>にあつては<u>中学校卒業者等</u>、<u>資格取得コース</u>にあつては<u>中学校卒業者等</u>であつて規則で定めるもの</p> <p>二 略</p> <p>(入校の許可)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 知事は、<u>普通課程（本科及び高等コース</u>に限る。）<u>にあつては入校試験により、普通課程（資格取得コースに限る。）及び短期課程</u>にあつては<u>選考により入校を許可するものとする。</u></p>

(入校試験料)

第九条 職業能力開発校の技能習得コースの入校試験(規則で定める訓練科に係るものを除く。)を受けようとする者は、入校試験料四千四百円を納付しなければならない。

2 略

(入校料)

第十条 職業能力開発校の技能習得コースに入校する者(規則で定める訓練科に属することとなる者を除く。)は、入校の際入校料九千四十円を納付しなければならない。

(授業料)

第十一条 職業能力開発校の技能習得コースに入校した者(規則で定める訓練科に属することとなった者を除く。)は、授業料年額二十三万七千六百円を納付しなければならない。ただし、訓練期間の途中で退校した者の授業料の年額は、規則で定める。

2 略

(入校試験料)

第九条 職業能力開発校の本科の入校試験を受けようとする者は、入校試験料四千四百円を納付しなければならない。

2 略

(入校料)

第十条 職業能力開発校の本科に入校する者は、入校の際入校料九千四十円を納付しなければならない。

(授業料)

第十一条 職業能力開発校の本科に入校した者は、授業料年額二十三万七千六百円を納付しなければならない。ただし、訓練期間の途中で退校した者の授業料の年額は、規則で定める。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二条第一項の技能習得コースに係る改正後の第八条第一項の規定による許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 栃木県立県立産業技術専門校の本科及び高等コース(以下「本科等」という。)は、改正後の栃木県立産業技術専門校条例の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日に本科等に在籍する者が本科等に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前項の規定により存続するものとされる本科等に在籍する者に係る授業料については、なお従前の例による。

(労働政策課)

栃木県条例第十九号

栃木県農業大学校条例の一部を改正する条例

栃木県農業大学校条例(昭和五十九年栃木県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(学部等の名称及び修業年限)</p> <p>第二条 大学校に農業生産学部及び農業経営学部を置く。</p> <p>2 前項の農業生産学部(以下「農業生産学部」という。)及び同項の農業経営学部(以下「農業経営学部」という。)の修業年限は、二年とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(科の名称及び修業年限)</p> <p>第二条 大学校に本科を置く。</p> <p>2 前項の本科(以下「本科」という。)の修業年限は、二年とする。</p> <p>3 略</p>

(入学の資格)
第三条 農業生産学部又は農業経営学部に入
 学することができる者は、学校教育法第九十
 条第一項の規定に該当する者とする。

(入学及び研修受講の許可)
第四条 農業生産学部又は農業経営学部に入
 学しようとする者及び第二条第三項の研修科
 (第八条第一項において「研修科」とい
 う。)で研修を受講しようとする者は、知事
 の許可を受けなければならない。
 2 農業生産学部及び農業経営学部にあつて
 は、入学試験により入学を許可するものとす
 る。

(入学試験料)
第五条 農業生産学部又は農業経営学部の入学
 試験を受けようとする者は、入学試験料四千
 四百円を納付しなければならない。
 2 略

(入学料)
第六条 農業生産学部又は農業経営学部に入
 学する者は、入学の際入学料五千六百五十円を
 納付しなければならない。

(授業料)
第七条 農業生産学部又は農業経営学部に入
 学した者は、授業料年額十二万四千八百円を納
 付しなければならない。ただし、学年の中途
 で退学した者の授業料の年額は、別に規則で
 定める。
 2 略

(入学の資格)
第三条 本科
 に入
 学
 することができる者は、学校教育法第九十
 条第一項の規定に該当する者とする。

(入学及び研修受講の許可)
第四条 本科
 に入
 学
 しようとする者及び第二条第三項の研修科
 (第八条第一項において「研修科」とい
 う。)で研修を受講しようとする者は、知事
 の許可を受けなければならない。
 2 本科
 にあつて
 は、入学試験により入学を許可するものとす
 る。

(入学試験料)
第五条 本科
 の入学
 試験を受けようとする者は、入学試験料四千
 四百円を納付しなければならない。
 2 略

(入学料)
第六条 本科
 に入
 学
 する者は、入学の際入学料五千六百五十円を
 納付しなければならない。

(授業料)
第七条 本科
 に入
 学
 した者は、授業料年額十二万四千八百円を納
 付しなければならない。ただし、学年の中途
 で退学した者の授業料の年額は、別に規則で
 定める。
 2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行す
る。

(経過措置)

- 2 改正後の第四条第一項の規定による許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前
 においても行うことができる。
- 3 改正前の第二条第一項の本科(以下「本科」という。)は、改正後の栃木県農業大学校条例の
 規定にかかわらず、令和三年三月三十一日に本科に在学する者が本科に在学しなくなる日までの
 間、存続するものとする。
- 4 前項の規定により存続するものとされる本科に在学する者に係る修業年限及び授業料について
 は、なお従前の例による。

(経営技術課)

栃木県条例第二十号

栃木県牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県牧場設置及び管理条例(平成十七年栃木県条例第三十六号)の一部を次のように改正す
る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す
る。

改 正 後	改 正 前								
<p style="text-align: center;">栃木県土上平放牧場設置及び管理条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 牛の預託を受け、その放牧を行うことにより、酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図り、もつて畜産の振興に資するため、<u>栃木県土上平放牧場</u>(以下「牧場」という。)を塩谷郡塩谷町に設置する。</p> <p>第二条 削除</p>	<p style="text-align: center;">栃木県牧場設置及び管理条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 牛の預託を受け、その放牧を行うことにより、酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図り、もつて畜産の振興に資するため、<u>栃木県牧場</u>(以下「牧場」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 牧場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県土上平放牧場</td> <td style="text-align: center;">塩谷町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県霧降高原牧場</td> <td style="text-align: center;">日光市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県鶏頂高原牧場</td> <td style="text-align: center;">日光市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	栃木県土上平放牧場	塩谷町	栃木県霧降高原牧場	日光市	栃木県鶏頂高原牧場	日光市
名 称	位 置								
栃木県土上平放牧場	塩谷町								
栃木県霧降高原牧場	日光市								
栃木県鶏頂高原牧場	日光市								

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(畜産振興課)

栃木県条例第二十一号

栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例

栃木県県営住宅条例(平成九年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第三十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居期日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃及び割増賃料の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭をそれぞれ損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>第三十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居期日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃及び割増賃料の額との差額に<u>年五分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭をそれぞれ損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(住宅課)

栃木県条例第二十二号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例(昭和三十二年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第三条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 <u>四、九二七</u>人</p> <p>二 市町村立学校職員 <u>一一、五九二</u>人</p> <p>計 <u>一六、五一九</u>人</p> <p>2・3 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第三条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 <u>五、二二四</u>人</p> <p>二 市町村立学校職員 <u>一一、五三六</u>人</p> <p>計 <u>一六、六五〇</u>人</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十三号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>別表第3 (第9条の2、第9条の3関係)</p> <p>1 へき地学校等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">級 別</th> <th colspan="2">学 校 名</th> </tr> <tr> <th>小 学 校</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>へき地 学校に 準ずる 学校</td> <td>日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td>鹿沼市立永野小学校 日光市立中宮祠小学校 日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 日光市立湯西川小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校 佐野市立氷室小学校</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	級 別	学 校 名		小 学 校	略	へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校	略	1 級	鹿沼市立永野小学校 日光市立中宮祠小学校 日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 日光市立湯西川小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校 佐野市立氷室小学校	略	<p>別表第3 (第9条の2、第9条の3関係)</p> <p>1 へき地学校等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">級 別</th> <th colspan="2">学 校 名</th> </tr> <tr> <th>小 学 校</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>へき地 学校に 準ずる 学校</td> <td>日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校 <u>佐野市立閑馬小学校</u> <u>佐野市立下彦間小学校</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td>鹿沼市立永野小学校 日光市立中宮祠小学校 日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 日光市立湯西川小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校 <u>佐野市立飛駒小学校</u> 佐野市立氷室小学校</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	級 別	学 校 名		小 学 校	略	へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校 <u>佐野市立閑馬小学校</u> <u>佐野市立下彦間小学校</u>	略	1 級	鹿沼市立永野小学校 日光市立中宮祠小学校 日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 日光市立湯西川小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校 <u>佐野市立飛駒小学校</u> 佐野市立氷室小学校	略
級 別		学 校 名																					
	小 学 校	略																					
へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校	略																					
1 級	鹿沼市立永野小学校 日光市立中宮祠小学校 日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 日光市立湯西川小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校 佐野市立氷室小学校	略																					
級 別	学 校 名																						
	小 学 校	略																					
へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校 <u>佐野市立閑馬小学校</u> <u>佐野市立下彦間小学校</u>	略																					
1 級	鹿沼市立永野小学校 日光市立中宮祠小学校 日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 日光市立湯西川小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校 <u>佐野市立飛駒小学校</u> 佐野市立氷室小学校	略																					

略
2 略

略
2 略

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局総務課)

栃木県条例第二十四号

栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項の規定に基づき、<u>栃木県監査委員(以下「委員」という。)</u>及び<u>監査専門委員の給与及び旅費等の額並びにその支給方法を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「給与」とは、委員又は監査専門委員に対し支給する給料及び報酬をいう。</p> <p>第四条 略</p> <p>第五条 <u>監査専門委員の報酬の額は、日額二万九千七百円を超えない範囲内で代表監査委員が定める額とする。</u></p> <p>第六条・第七条 略</p> <p>(旅費及び費用弁償の額)</p> <p>第九条 略</p> <p>2 <u>監査専門委員がその職務を行うための旅行に要する費用弁償の額は、給与条例第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表の四級の職務にある職員に支給する旅費に相当する額とする。</u></p> <p>(支給方法)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 <u>監査専門委員の報酬は、その者が職務を</u></p>	<p>栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項の規定に基づき、<u>栃木県監査委員(以下「委員」という。)</u>の給与及び旅費等の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「給与」とは、委員に対し支給する給料及び報酬をいう。</p> <p>第四条 略</p> <p>第五条・第六条 略</p> <p>第七条 削除</p> <p>(旅費及び費用弁償の額)</p> <p>第九条 略</p> <p>(支給方法)</p> <p>第十条 略</p>

3 | 行った日数に応じて、その都度支給する。
 | 監査専門委員の費用弁償の支給方法は、給
 | 与条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(監査委員事務局)

栃木県条例第二十五号

栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(電気事業) 第四条 電気事業の用に供する発電施設の名称及び最大出力並びに電気の供給先は、次の表に掲げるとおりとする。			(電気事業) 第四条 電気事業の用に供する発電施設の名称及び最大出力並びに電気の供給先は、次の表に掲げるとおりとする。		
名 称	最大出力 (単位キロワット)	供給先	名 称	最大出力 (単位キロワット)	供給先
略	略	略	略	略	略
栃木県営天下沢 発 電 所	略		栃木県営天下沢 発 電 所	略	
栃木県営五十里 発 電 所	<u>一、二〇〇</u>		栃木県営五十里 発 電 所	略	

第二条 栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(電気事業) 第四条 電気事業の用に供する発電施設の名称及び最大出力並びに電気の供給先は、次の表に掲げるとおりとする。			(電気事業) 第四条 電気事業の用に供する発電施設の名称及び最大出力並びに電気の供給先は、次の表に掲げるとおりとする。		
名 称	最大出力 (単位キロワット)	供給先	名 称	最大出力 (単位キロワット)	供給先
略	略	略	略	略	略
栃木県営五十里	略		栃木県営五十里	略	

発 電 所		
栃木県宮小百川 発 電 所	一九〇	

附 則

この条例中、第一条の規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

(企業局)

栃木県条例第二十六号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員のサービスの宣誓) 第二条 略 2 <u>地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	(職員のサービスの宣誓) 第二条 略

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第二十七号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の会期に関する条例(平成二十五年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係) <u>令和2年5月26日</u> <u>令和2年5月28日</u> <u>令和2年6月1日</u> <u>令和2年6月2日</u> <u>令和2年6月12日</u> <u>令和2年9月17日</u> <u>令和2年9月23日</u> <u>令和2年9月25日</u> <u>令和2年9月28日</u> <u>令和2年10月9日</u> <u>令和2年12月10日</u> <u>令和2年12月14日</u> <u>令和2年12月16日</u>	別表(第2条関係) <u>令和元年6月11日</u> <u>令和元年6月13日</u> <u>令和元年6月17日</u> <u>令和元年6月18日</u> <u>令和元年6月28日</u> <u>令和元年9月18日</u> <u>令和元年9月20日</u> <u>令和元年9月25日</u> <u>令和元年9月26日</u> <u>令和元年10月9日</u> <u>令和元年11月27日</u> <u>令和元年11月29日</u> <u>令和元年12月3日</u>

令和2年12月17日
令和2年12月25日
令和3年2月17日
令和3年2月19日
令和3年2月24日
令和3年2月25日
令和3年3月9日
令和3年3月23日

令和元年12月4日
令和元年12月16日
令和2年2月18日
令和2年2月20日
令和2年2月25日
令和2年2月26日
令和2年3月9日
令和2年3月24日

附 則

この条例は、令和11年4月1日から施行する。

(継続刊行済)